

地方公共団体による小規模事業者支援推進事業

令和6年度概算要求額 13億円（11億円）

事業の内容

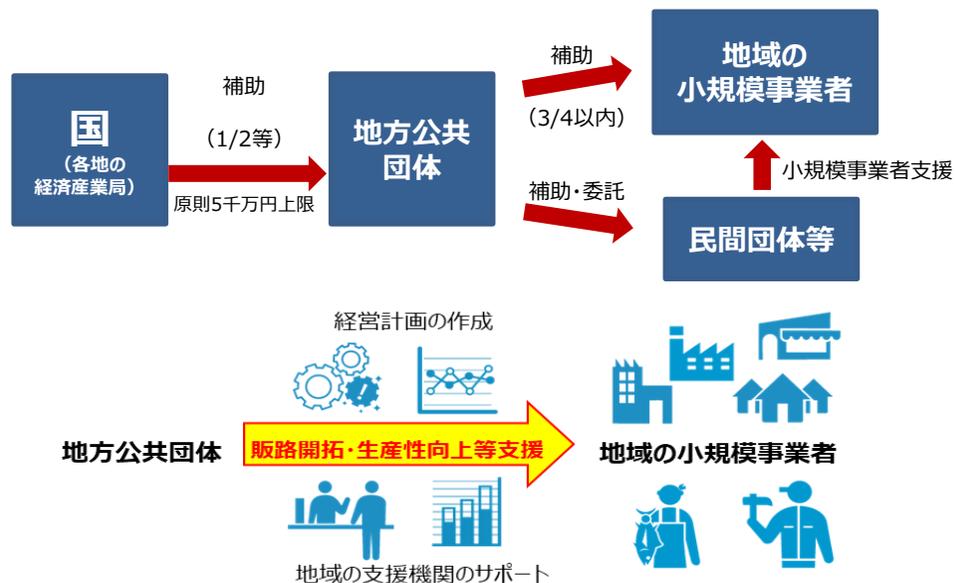
事業目的

国と地方公共団体が中小企業基本法及び小規模企業振興基本法の規定に則り、適切に役割分担し、相互を補完する形で施策を講じ、各地域において地域の経済課題に応じた多様性ある小規模事業者支援事業の実行が推進されることにより、小規模事業者の経営の改善発達や発災時における迅速な復旧支援を通じた地域経済の発展、各地域の経済発展に伴う日本全体の経済発展へと寄与することを目的とする。

事業概要

地方公共団体が、地域の自然的経済的社会的諸条件に応じて、小規模事業者の経営の改善発達を目的とした施策（経営計画の作成支援、経営計画に基づく販路開拓の実行支援等）を講じる場合や、災害救助法適用の災害の復旧支援を目的とした施策（施設及び設備の復旧のための事業）を講じる場合に、当該施策に要する費用を国庫補助する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

都道府県が支援した小規模事業者のうち、短期的には売上高増加率が向上した事業者の割合が50%を超えることを目指し、支援から5年後には営業利益率が向上した事業者の割合が50%を超えることを目指す。